

IV 参考資料

- (1) 「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画について」…………… 40
(県教育委員会・県地域創生部 令和5年7月)
- (2) グンマ未来地域クラブ活動レター…………… 53
(県総括コーディネーター通信R5.8月～R6.1月)
- (3) 福岡県視察報告、シンポジウム、部活動改革セミナー …… 59

部活動は、好ましい人間関係の構築を図り、責任感や連帯感の涵養に資するなど教育的意義を有しているが、少子化に伴い従前の体制での運営に困難が生じるなど、多くの課題が生じている。そのため、令和4年6月及び8月には、国が設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。

群馬県では、群馬県部活動運営の在り方検討委員会等において、「休日の部活動の段階的な地域移行」について協議を重ね、令和5年2月には、県及び市町村、学校、関係団体等が取り組むべき方向性が【提言R5】として示された。こうしたことを踏まえ、群馬県教育委員会と地域創生部が協働し、関係団体や関係者と協議しながら、令和5年度から令和7年度の群馬県における公立中学校等※の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた推進計画を示すこととした。

※公立中学校等とは、主に公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）とし、公立高等学校や私立学校は実状に応じて取り組むことが望ましい。

1 推進計画策定の背景・目的

- 【背景】
- 少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
 - 学校部活動だけでなく地域クラブ活動等も含め、活動拠点や指導者等に差があり、体験格差が生じている。
 - 専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

- 【目的】
- ◎少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
 - ◎「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子供たちの持続可能で多様な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。
 - ◎学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる。

2 推進目標

令和7年度末までに、市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができ、環境整備を進める。

3 群馬県の状況と課題

（1）県内公立中学校等における生徒数及び部活動数等について

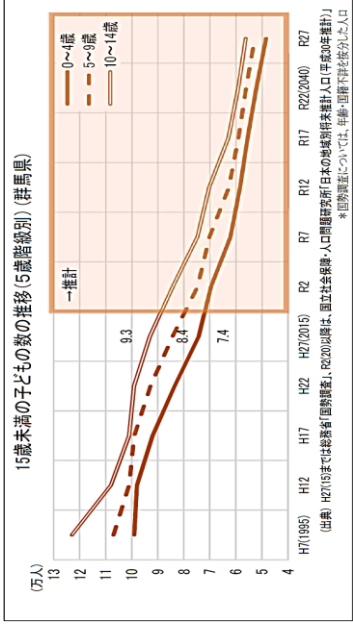
- ・生徒数は、平成27年度～令和5年度にかけて、約7,000人減少。今後も減少見込み。
- ・部活動数（運動部）は、平成27年度～令和5年度にかけて、約200部減少。単独校でのチーム編成が困難部が増加。

（2）教職員の勤務状況等について

- ・中学校では、月あたり時間外在校等時間が45時間を超えている教員が相当数いる。

（3）地域クラブ活動の状況等について

- ・中学校の運動部数が2,000部を超える中、地域の受入れ団体として期待されている総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の数は、900以下となっている。



4 取組の基本方針

- （1）地域クラブ活動の在り方
 - ・生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、より良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す。
- （2）地域クラブ活動の環境整備
 - ・生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- （3）休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行
 - ・まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を確実に進め、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。



5 群馬県の取組

- (1) 関係者間の連携・協働体制の構築

 - ＊群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催
 - ＊総括コーディネーターによる市町村の推進状況の把握及び支援・助言 等
- (2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言

 - ＊令和5年度中の策定に向けた情報提供 等
- (3) 市町村による地域移行への取組の支援や助言

 - ＊市町村の拠点校における実証研究の実施 等
- (4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実

 - ＊国や県のガイドライン等を踏まえた適切な運営や指導となるよう支援・助言
 - ＊県内で活動しているプロスポーツチームやアマチュア・スポーツ・文化団体等と連携し、地域における多様な受け皿を確保 等

6 市町村の取組

＊複数の市町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も考えられる。

関係者間の連携・協働体制の構築、 推進計画等の策定、 運営団体・実施主体の整備、 指導者の確保や質の向上、 教師等の兼職兼業、適切な活動及び指導の実施、 活動場所の確保と運営、 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、 リスクマネジメントに関する支援 等

7 成果指標

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加
- 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組む市町村の増加
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む学校数及び部活動数の増加 等



8 推進計画の見直し

本推進計画について、改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

令和5年7月
群馬県教育委員会
群馬県地域創生部

目次	
はじめに	2
1 推進計画策定の背景・目的	4
2 推進目標	4
3 群馬県の実況と課題	5
(1) 県内公立中学校等における生徒数及び部活動の実況	
(2) 教員の勤務実況	
(3) 地域クラブ活動の実況	
(4) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けたこれまでの取組	
4 取組の基本方針	8
(1) 地域クラブ活動の在り方	
(2) 地域クラブ活動の環境整備	
(3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行	
5 群馬県の取組	9
(1) 関係者間の連携・協働体制の構築	
(2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言	
(3) 市町村による地域移行への取組の支援や助言	
(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実	
(5) 指導者の確保と質の向上	
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(7) 関係団体との連携・協働	
(8) 県立学校における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組	
6 市町村の取組	13
(1) 関係者間の連携・協働体制の構築	
(2) 推進計画等の策定	
(3) 運営団体・実施主体の整備	
(4) 指導者の確保と質の向上	
(5) 教師等の兼職兼業	
(6) 適切な活動及び指導の実施	
(7) 活動場所の確保と運営	
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(9) リスクマネジメント（保険加入含む）に関する支援	
(10) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働	
7 成果指標	16
8 推進計画の見直し	16
おわりに	17

＜参考資料＞

- 「想定される課題と対応策の例」
- 「学校部活動と地域クラブ活動の違いの参考例」
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」別添
- 「群馬県部活動運営の在り方について【提言R5】」別添

はじめに

○ 学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えによりスポーツや文化芸術活動が行われてきた。体力や技能の向上を図るだけでなく、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○ しかし、近年、学校部活動は少子化に伴い従前と同様の体制での運営に困難が生じ、学校や地域によっては希望する部活動がない状況や部活動の存続が厳しい状況にある。また、生徒や保護者の多様なニーズへの対応や、教職員の多忙化の一因となっている状況など、多くの課題が生じてきている。

○ 生徒のスポーツや文化芸術活動の充実を実現するため、学校部活動の在り方に関して、学校と地域との連携・協働により、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、教職員等の負担軽減も踏まえ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

○ 令和４年６月及び８月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、群馬県教育委員会が主催している群馬県部活動運営の在り方検討委員会において、「休日の部活動の段階的な地域移行」について重点を置き、協議してきた。

○ また、令和４年１２月には、スポーツ庁及び文化庁から学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「総合的なガイドライン」という。）が示された。

総合的なガイドラインの「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」の「３ 地方公共団体における総合的・計画的な取組」では、以下のような記載がある。

ア 都道府県及び市町村は、前記２を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等についてわかりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

○ 令和５年２月には、群馬県部活動運営の在り方検討委員会から【提言Ｒ５】が示され、「２ 休日の部活動の段階的な地域移行の推進～学校部活動の地域連携・協働及び地域クラブ活動への移行を目指して～」において、公立中学校等*を主な対象として、県及び市町村、学校、関係団体等が取り組むべき方向性が示された。

*公立中学校等とは、主に公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）とし、公立高等学校や私立学校は実状に応じて取り組むことが望ましい。本推進計画における「公立中学校等」は、以下同様とする。

○ 以上のことを踏まえ、令和５年度から令和７年度の群馬県における公立中学校等の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた推進計画を示すこととする。

○ 市町村においては、本推進計画を参考に、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動に取り組むことのできる持続可能な環境を確保するとともに、教職員の負担軽減につながる取組を推進していただくようお願いする。

1 推進計画策定の背景・目的

【背景】

- 少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
- 学校部活動だけでなく地域クラブ活動等も含め、活動拠点や指導者等に差があり、体験格差が生じている。
- 専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

【目的】

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子供たちの持続可能な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。
- 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる。

2 推進目標

【基本目標】

令和7年度末までに、市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進める。

【年次目標】

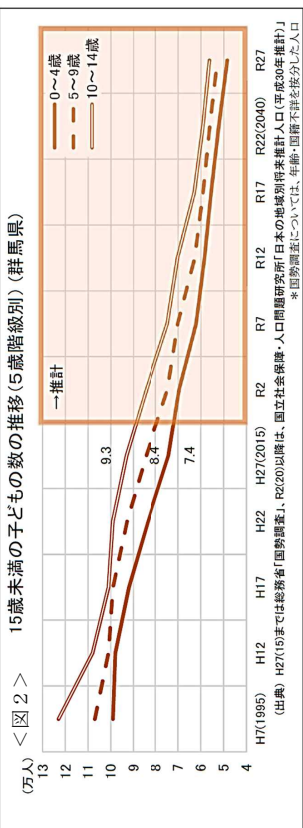
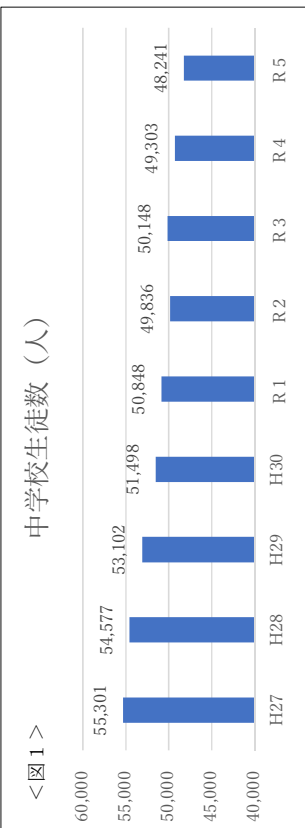
年 度	目 標 内 容
令和5年度 (改革推進期間1年目)	市町村において、学校や地域のニーズ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を把握し、推進計画等を策定して周知するとともに、関係機関や運営団体・実施主体、学校等と推進計画の実現に向けた協議を実施するなどし、できるところから取組を始める。
令和6年度 (改革推進期間2年目)	市町村において、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を明らかにし、推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を始める。
令和7年度 (改革推進期間3年目)	市町村において、推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を実施し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の環境整備を進め、推進目標の達成を目指す。

3 群馬県の実況と課題

(1) 県内公立中学校等における生徒数及び学校部活動の状況

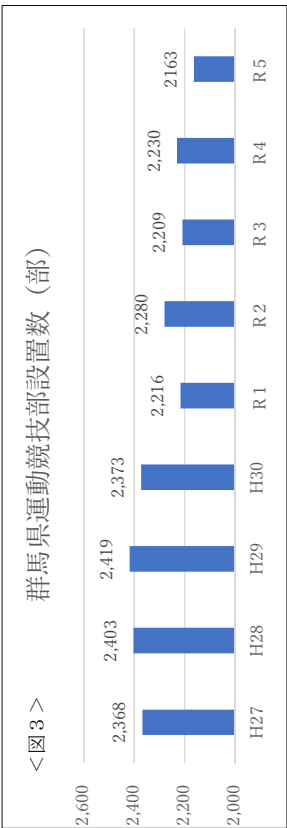
○ 生徒数

県内の平成27年度の生徒数は55,301人であったものが、令和5年度は48,241人となり8年間で7,060人減少している（＜図1＞参照）。さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、今後も少子化による生徒数減少が見込まれる（＜図2＞参照）。



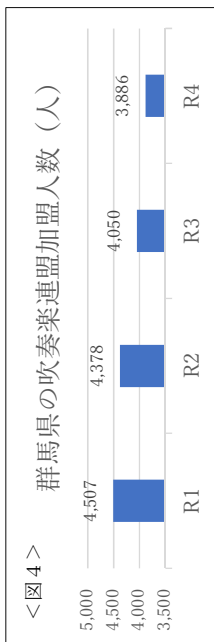
○ 運動部の状況

県内の運動競技部設置数は、群馬県中学校体育連盟の調査から、平成27年度は2,368部あったが、令和5年には2,163部と205部減っている（＜図3＞参照）。生徒数減少により、単独校でチームを編成することが困難な状況にある部が増加している状況がうかがえる。



○文化部の状況

県内中学校の吹奏楽連盟加盟団体数は、県吹奏楽連盟の調査から、令和元～4年度はほぼ横ばいであるが、加盟人数が令和元年度の4,507人から令和4年度は3,886人となり、621人減少している（＜図4＞参照）。一団体あたりの生徒数の減少により、大規模編成での活動や大会への参加が困難になっている状況がうかがえる。

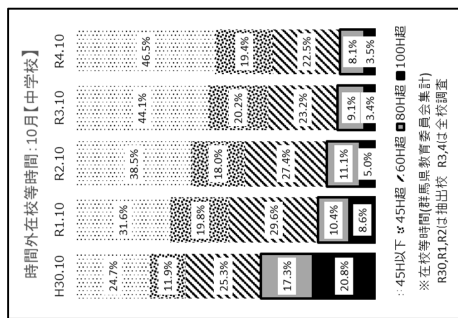


（2）教職員の勤務状況

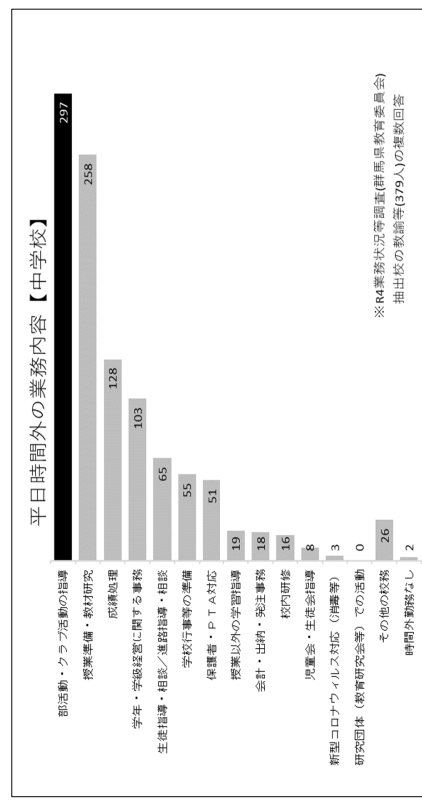
○ 直近5年間の教職員の時間外在校等時間は、部活動の適正化や教職員の多忙化解消の取組推進に加えてコロナ禍の影響等により、全体的には減少傾向にある。しかしながら、中学校では月当たり45時間の上限を超える教職員も相当数おり、長時間勤務のさらなる改善が必要である（＜図5＞参照）。

○ また、平日時間外に行っている業務については、調査によると、中学校の教諭では、「部活動・クラブ活動の指導」が最も多い回答となっており、教員の時間外在校等時間において、部活動の指導が大きな割合を占めていると言える（＜図6＞参照）。

＜図5＞



＜図6＞



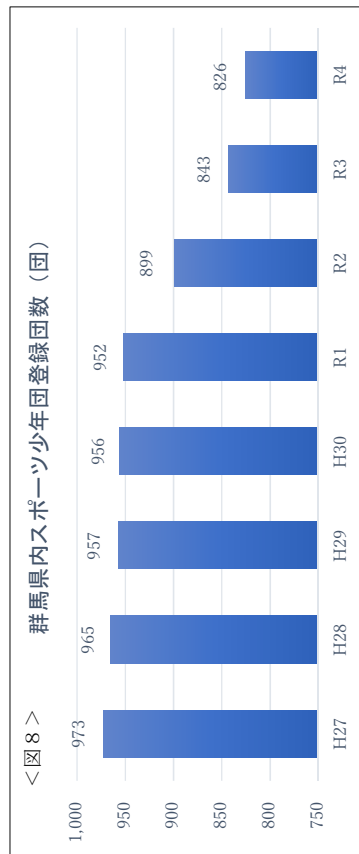
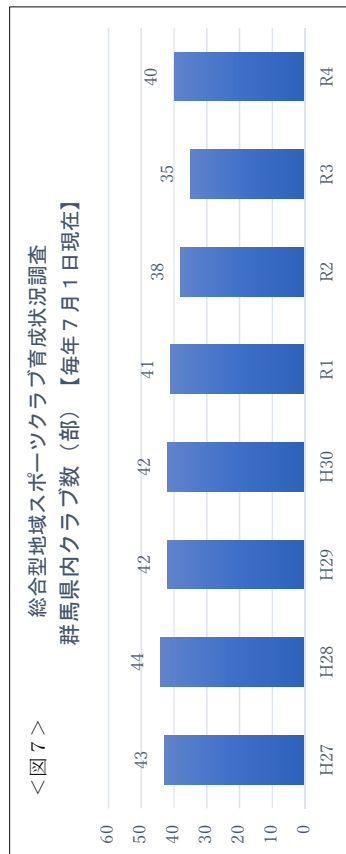
（3）地域クラブ活動の状況

○地域で活動するスポーツクラブ

群馬県総合型地域スポーツクラブ数は、平成27年度43クラブあったが、令和4年度40クラブ(内SC全国ネットワーク登録クラブ19クラブ)となり、ほぼ横ばいである（＜図7＞参照：スポーツ庁 総合型地域スポーツクラブ育成状況調査）。

スポーツ少年団数は、平成27年度973団体あったが令和4年度826団体となり、減少傾向である（＜図8＞参照：日本スポーツ協会HP スポーツ少年団登録状況）。

この他、多様な受け皿としてサッカーや野球、バスケットボール等、県内には様々な種目のプロスポーツチームや企業スポーツチームが存在している。



○地域で活動する文化芸術クラブ

地域で文化芸術活動をしている団体として、群馬県文化協会連合会（令和4年6月時点市町村文化協会連合会34、約2,240団体、会員約45,000人）や、群馬県美術会、群馬県書道協会、群馬県音楽協会など県域で活動している団体が存在している。

また、プロのオーケストラとして（公財）群馬交響楽団がある。

(4) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けたこれまでの取組

○運動部活動

- ・令和3年度地域運動部活動推進事業において、前橋市と千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行の実証研究を実施
- ・令和4年度地域運動部活動推進事業において、前橋市、吉岡町、玉村町、千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行の実証研究を実施

○文化部活動

- ・令和4年度、文化庁の地域部活動推進事業を活用し、千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究を実施した。

○地域スポーツクラブ活動

- ・県スポーツ協会と協働し、地域移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブの育成強化や創設支援に取り組むとともに、市町村やスポーツ少年団等を対象とした研修会等を開催している。

○地域文化クラブ活動

- ・地域連携の取組として、群馬交響楽団では、市町村教育委員会と連携して、文化会館や学校を会場に、複数の吹奏楽部の生徒に対して「楽器セミナー」を開催している。

4 取組の基本方針

(1) 地域クラブ活動の在り方

生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、多様な世代とのコミュニケーションを通して、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、生徒の心身の健全育成等を図ることのできるより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指す。

(2) 地域クラブ活動の環境整備

- ① 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校や家庭等の関係者の理解と協力の下、生徒が主体的に参加できる多様な地域クラブ活動の環境を速やかに整備する。

- ② 多様な地域クラブ活動の環境整備は、県及び郡・市町村並びに地域の運営団体・実施主体等において進めることが考えられる。

◆ 運営団体・・・実施主体（各地域クラブ活動）を統括する団体・組織のこと

◆ 実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと

※運営団体・実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

- ③ 生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの

充実を図ること、中学校の生徒だけでなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実に、実することが期待できる。（総合的なガイドラインの「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」より）

(3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行

- ① まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を確実に進め、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。
- ② 平日における地域クラブ活動の環境整備及び学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行については、できるところから取り組む。また、地域の実状に応じた、休日における進捗状況等を検証し、更なる連携や移行を推進する。
- ③ 地域の実状によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るために、地域クラブ活動の環境整備及び学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行については、各地域の実状に応じて進める。

【具体的スケジュール（例）】

令和7年度末までに、公立中学校等のできる限り複数の部活動において、休日の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める

◆ 令和5年度＜改革推進期間1年目＞

- ・学校や地域のニーズ、地域クラブ活動や指導者の現状等を把握し、推進計画等を策定周知する。
- ・できる部活動から、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施（例：月1回等）する。

◆ 令和6年度＜改革推進期間2年目＞

- ・複数部活動において、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施する。
- ・できる部活動から、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

◆ 令和7年度＜改革推進期間3年目＞

- ・複数部活動において、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施する。
- ・複数部活動において、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

5 群馬県の取組 ～市町村における学校部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に向けた県の取組～

(1) 関係者間の連携・協働体制の構築

【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

① 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催

県は、スポーツ・文化振興担当部署や教育委員会の学校部活動、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、学校運動部・文化部関係団体、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。

② 総括コーディネーターによる市町村の推進状況の把握及び支援・助言

県は、総括コーディネーターと協働し、市町村の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の現状を把握するため、アンケート調査や聞き取り調査等を実施し、地域の実状に応じた支援や助言を行う。

③ 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての情報提供・発信
県は、市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者、県民、学校の教職員、生徒及び保護者等に向けて、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画や情報等を積極的に発信し、理解を深められるように努める。

(2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言

【教育委員会(健康体育課・義務教育課)・地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)】
県は、市町村において、国の総合的なガイドラインや県の推進計画等を踏まえ、令和5年度中に学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画等を策定する際、支援・助言を行う。

(3) 市町村による地域移行への取組の支援や助言

【教育委員会(健康体育課・義務教育課)・地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)】
① 国の事業を活用した各市町村等の取組の支援

＜運動部活動＞

- ・市町村の拠点校における実証研究の実施
- ・受け皿となることが想定されるプロスポーツチームの実証研究の実施

＜文化部活動＞

- ・市町村の拠点校における実証研究の実施

② 事業の検証及び成果・課題の普及・啓発

県は、事業における市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の実証研究や取組を検証し、成果や課題をまとめ、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、関係者等へ広く周知し、普及・啓発に努める。

(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実

【教育委員会(健康体育課・義務教育課)・地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)】

① 適切な運営や指導の推進

県は、市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域指導者等に対して、下記ア～オについて、国の総合的なガイドラインや本推進計画を踏まえた適切な運営や指導となるよう支援や助言を行う。

ア 適切な指導の実施

- ・健康管理、事故防止、指導者の体罰・ハラスメントの根絶 等

イ 活動内容

- ・スポーツ・文化芸術に親しむ多様な機会の確保 等

ウ 適切な休養日等の設定

- ・休養日の設定、活動時間の厳守 等

エ 活動場所

- ・公共施設の活用、地域の学校や廃校施設の利用 等

オ リスクマネジメント(保険加入含む)に関する支援

- ・運営団体・実施主体を明確にし、保険加入の促進並びに法的なことを含めたリスクマネジメントについての支援 等

② 地域クラブ活動の整備充実に向けた取組

＜地域スポーツクラブ活動＞

地域における多様な受け皿を確保するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、プロスポーツチーム等の環境整備を行う。

＜地域文化クラブ活動＞

地域における多様な受け皿づくりに向けた取組を支援するとともに、県内で活動しているアーティストや文化芸術団体について、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」から情報発信を行う。

(5) 指導者の確保と質の向上

【地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)・教育委員会(健康体育課・義務教育課・学校人事課)】

① 人材バンクの運営及び指導者の養成

＜地域スポーツクラブ活動＞

指導者の発掘・把握に努め、公立学校の退職教職員や公認スポーツ指導者資格等を有する指導者情報等を中学校等に紹介する人材バンクの設置、運営方法について市町村やスポーツ関係団体等の協力を得ながら検討する。また、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

＜地域文化クラブ活動＞

群馬県教育文化事業団において、県内で活動しているアーティストや文化芸術団体の情報提供のため「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」を運営する。

また、公立学校の退職教職員を対象とした人材バンクを運営し、中学校等に情報を提供する。その他、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

② 教職員の兼職兼業

○ 兼職兼業申請の手続きについて

ア 地域クラブ活動への従事を希望する教職員は、勤務条件等が明示された書類等を示すなど、校長に事前に相談を行う。

イ 校長は、当該教職員の本務への支障の有無を必ず確認した上で、該当市町村教育委員会へ申請する。

○ 許可基準について

ア 県は、市町村教育委員会に対して、国が示す手引きや県の示す参考資料等を活用し、兼職兼業の許可を判断する際の留意事項等(本人の意思を尊重することや、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮などを確認すること)を示し、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の手続きが行えるよう支援・助言を行う。

イ 許可基準については、本務校における「時間外在校等時間」と地域クラブにおける「労働時間」の通算時間について、「市町村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」や「市町村立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ、1ヶ月の時間外在校等時間の合計時間が45時間以内及び1年間の合計は360時間以内となることを原則とする。ただし、大会の引率等で45時間を超える場合であっても、複数月で80時間以内を上限とする。

- 許可の判断をする際の留意事項
児童生徒の学びの保障や教諭の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことはもちろんのこと、保護者や地域住民への説明責任を果たせるような勤務態様であること。
- その他
詳細については、国の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を踏まえ、県で作成した「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き」を参照すること。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

【教育委員会(健康体育課・義務教育課)・地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)】

- 県は、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することができるよう支援・助言を行う。
- 県は、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する際、支援・助言を行う。

(7) 関係団体との連携・協働

【教育委員会(健康体育課・義務教育課)・地域創生部(スポーツ振興課・文化振興課)】

<運動部活動>

- ・群馬県中学校体育連盟
県は、地域スポーツクラブの参加に対応した適切な大会運営や国のガイドライン・県の指針を踏まえた適切な部活動運営等について、指導・助言を行う。
- ・(公財)群馬県スポーツ協会
県は、県スポーツ協会と協働し、部活動の地域移行に向けて総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ少年団改革プラン 2022 に沿った活動、アシスタントクラブマネージャの継続的な育成等により多様な受け皿や指導者を確保するための取組を行う。

<文化部活動>

- ・群馬県吹奏楽連盟
県は、大会やコンクールの適切な開催・運営や国のガイドライン・県の指針を踏まえた適切な部活動運営等について、指導・助言を行う。
- ・(公財)群馬県教育文化事業団
県は、群馬県教育文化事業団と協働し、部活動の地域移行に向けて多様な受け皿づくりや指導者を確保する取組を支援するため、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」へのアーティストや文化芸術団体の登録を促進するとともに、関係団体に情報提供を行う。

(8) 県立学校における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組 【教育委員会(健康体育課・義務教育課・高校教育課・生涯学習課)】

① 学校部活動への支援

運動部活動について、県は国の動向や公立中学校等の推進状況を踏まえ、学校及び地域の実状に柔軟に対応し、支援する。

また、文化部活動について、性別や年齢、体力等を問わず、一緒に活動することも可能なことから、県は休日の学校部活動の地域連携の形として、学校の設置者に関わらず中学校と高等学校とが合同で練習を行うなどの取組も支援する。

② コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と地域の連携・協働

今後、学校や地域の実情、教員の多忙化等に配慮しながら、県立学校にコミュニティ・スクールを段階的に導入して、地域と連携・協働した特色ある学校運営を進めて行く予定である。コミュニティ・スクールの化を進めることで、地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が学校運営や地域づくりに参画することになる。地域クラブ活動等、地域が当事者として緩やかなネットワークを形成することによって持続可能な取組につなげていく。

また、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等とコミュニティ・スクールの連携・協働した取組について、県内の好事例等を広く学校や市町村に情報発信して行く。

6 市町村の取組

(1) 関係者間の連携・協働体制の構築

① 協議会や委員会等の設置・開催

市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。

なお、複数の市町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も考えられる。

② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の現状把握

市町村は、地域内や学校区内等の地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、6(1)①の関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する。

③ 地域、学校、生徒・保護者等に向けた情報発信

市町村は、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の現状や推進計画等を積極的に情報発信し、地域の方や学校の教職員、生徒や保護者等の理解を得ながら推進する。

(2) 推進計画等の策定

- 市町村は、国の総合的なガイドラインや部活動改革の方針、県の推進計画等を踏まえ、令和5年度中に学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画等を策定し、地域クラブ活動の運営主体や実施主体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

(3) 運営団体・実施主体の整備

- 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。下記は、運営団体・実施主体の例である。

◆ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技・文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など
◆ 地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の学校の運動部・文化部が統合して設立する団体（学校と関係する組織・団体）など
※市町村が運営団体となることも想定される

(4) 指導者の確保や質の向上

- 市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境、文化芸術に頼り、環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。その際、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携に留意する。下記は、指導者の例である。

◆ スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携・協働し、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携し、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

(5) 教師等の兼職兼業

- 市町村教育委員会は、国が示す手引きや県の示す参考資料等も参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- また、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- 市町村教育委員会は、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(6) 適切な活動及び指導の実施

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に頼り、機会を、指導体制に応じて段階的に確保するよう、適宜指導助言する。
- また、地域クラブ活動に取り組む時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存すること

から、生徒の成長や生活全般を見直し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、県教育委員会の「適正な学校部活動の運営に関する方針（令和5年4月改定）」に準じ、活動時間や休養日を設定するなど、調整を図ることが必要である。

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、適切な指導が実施されるよう、また、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントが根絶されるよう、適宜指導助言を行う。

(7) 活動場所の確保と運営

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用することが考えられる。
- 市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

なお、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域クラブ活動を行うとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう検討・改善を行う。

- 市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記6（1）の協議会等を通じて、本項を踏まえた地域クラブ活動の実際の利用ルール等を策定する。

※本項の実施に当たっては、市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に組み合わせる。

(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが求められることから、市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

(9) リスクマネジメント(保険加入含む)に関する支援

- 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、リスク管理を行う実施主体を明確にし、けがや事故が生じてても適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

その際、スポーツ・文化芸術活動の特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定する。なお、当面は学校部活動と地域クラブ活動が併存することが考えられ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

(10) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働

① 国・県との連携・協働

- 市町村は、県と定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働し、国や県の事業等を活用し、地域クラブ活動等の体制を整備したり、コーディネーターや部活動指導員、外部指導者等を配置したりするなど、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進する。

② 学校・地域クラブ活動との連携・協働

- 市町村は、学校部活動と地域クラブ活動との間では運営団体・実施主体や指導者等が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障できるよう、必要な指導助言を行う。
- 市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

7 成果指標

県内公立中学校等の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行状況を以下の指標で把握する。なお、以下の指標の他にも、地域連携・地域クラブ活動への移行の取組事例等の情報を合わせて収集し、検証する。

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加
- 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組む市町村の増加
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む学校数及び部活動数の増加

8 推進計画の見直し

本推進計画について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

おわりに

- 学校部活動は、はじめに記した通り、教育的意義を有し、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が関わってきたものであり、その在り方は社会的な関心事項である。

しかし、学校部活動を巡っては、これまでも様々な課題が指摘されてきた中、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。

- 群馬県としては、国（スポーツ庁及び文化庁）の総合的なガイドラインや部活動改革の動向を踏まえ、将来にわたり子供たちにとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保するため、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性に対応策を示した。

- 本推進計画は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。

- したがって、市町村、学校、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等においては、本推進計画を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。

【参考資料】想定される課題と対応策の例

想定される課題	対応策
運営団体・実施主体となる地域クラブ等の確保	○市町村及び学校で、地域クラブ（地域指導者含む）の実状を把握した上で、以下の場合に分けて対応することが考えられる。 【地域クラブ（地域指導者含む）がある場合】 ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、スポーツ・文化芸術団体等と、連携・協働できるか協議等を行い、移行に向けた環境整備を進める。 （例）スポーツ少年団における中学生の受け入れを推進する。 総合型地域スポーツクラブで中学生を受け入れる。 【地域クラブ（地域指導者含む）がない場合】 ・市町村や地域・学校関係者等で、地域クラブを立ち上げる。 （例）市町村は、スポーツ体育協会等と協働して、地域クラブを立ち上げる。 ・市町村や学校の枠を超え広域的に、同じスポーツ・文化芸術活動の地域クラブを立ち上げる。
地域指導者の確保	○県・市町村教育委員会は、退職した教職員の人材バンクを活用する。また、指導を望む教職員は、兼職兼業等により指導できるようにする。 ○県・市町村は、スポーツ・体育協会等と連携・協働し、指導者人材バンクを立ち上げ、運用する。 ○県・市町村は、スポーツ・体育協会等と連携・協働し、指導者への研修を実施する。 ○地域クラブに対して日本スポーツ協会（JSP0）等の公認指導者資格等の取得を促す支援を行う。
指導者の資質・指導力の向上	○県・市町村は、スポーツ・体育協会等と連携・協働し、指導者への研修を実施する。 ○地域クラブに対して日本スポーツ協会（JSP0）等の公認指導者資格等の取得を促す支援を行う。
平日と休日で実施主体が変わることによる指導方針や指導内容の違いへの対応	○学校部活動の顧問と地域クラブの指導者が、メール等で定期的に指導方針や指導内容等について共通理解を行う。 ○年間の中で、あらかじめ休日の地域クラブの活動回数や日数を決めて、段階的に移行を実施する。 ○平日に学校部活動を指導している部活動指導員や外部指導者が、休日の指導も行う。また、指導を望む教職員が、兼職兼業等により休日の指導も行う。
活動場所の確保	○県・市町村は、できる限り学校や近隣の公共施設等を活動場所として活動できるように支援する。
保護者の会費等の負担増加	○現在の学校部活動に関する経費負担を確認し、地域クラブ活動で必要な経費と比較し、真に必要な経費が精査した上で保護者に対して説明して理解を得る。 ○学校部活動と用具等を併用することで、物品購入費等の負担を抑える。 ○市町村は、地域クラブが公共施設を利用する場合の減免措置等について検討し、弾力的に運用する。

保護者の送迎等の負担増加	○市町村は、できる限り学校や近隣の公共施設等を活動場所として活動できるように支援する。 ○市町村は、必要に応じて市町村のバスやスクールバス等の活用ができるように支援する。
活動時のけがや事故への対応	○地域クラブ活動は、学校教育活動ではないため、地域クラブで、保険（スポーツ安全保険等）に加入する必要がある。 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい。

【参考資料】学校部活動と地域クラブ活動の違い参考例

項目	学校部活動 (合同部活動や拠点校部活動含む)	地域クラブ活動
位置付け	学校教育の一環(教育課程外)	社会教育 スポーツ・文化芸術
運営団体 (責任の所在)	市町村教育委員会	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・体育協会、スポーツ少年団、競技団体(連盟・協会)、地域クラブ、文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部、市町村、等
実施主体 (責任の所在)	学校(当該校・関係校)	地域の生徒 ※多様な世代が対象の場合もある
対象	生徒(当該校・関係校)	地域クラブの指導者 (地域スポーツ・文化芸術指導者、大学生、保護者、退職教員、兼職兼業許可を得た教員、等)
主な指導者	教職員(当該校・関係校) 部活動指導員(当該校・関係校) 外部指導者(市町村教育委員会又は当該校が正式に委嘱)	運営団体・実施主体(地域クラブ等)で定める
指導者の報酬等	教職員：休日・特殊業務手当 部活動指導員：設置者が定める 外部指導者：設置者又は当該校が定める	運営団体・実施主体で定める ※日本スポーツ協会(JSP0)等の公認指導者資格等を所持していることが望ましい
指導者の資格	教職員 部活動指導員：設置者が雇用 外部指導者：設置者又は当該校が任用	学校、地域の公共施設、地域クラブの施設、等
活動場所	基本的に当該校・関係校 ※近隣の公共施設等の場合もある	休日 ※平日も可能であるが、県・市町村の部活動方針に則った活動日
活動日	県や市町村の部活動方針に則った活動日	県や市町村の部活動方針に則った活動時間 ※休日3時間程度、平日2時間程度 県や市町村の部活動方針に則った休養日 ※休日1日以上、平日1日以上
活動時間	県や市町村の部活動方針に則った活動時間 ※平日2時間程度、休日3時間程度	受益者負担、行政の補助、寄付、等
休養日	県や市町村の部活動方針に則った休養日 ※平日1日及び休日1日以上	地域クラブで保険に加入 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい(スポーツ安全保険等)
運営費 活動費	生徒会費、PTA会費、行政の補助、部費(受益者負担)、等	地域クラブとして参加 ※中体連主催大会に参加する場合は、条件がある。
保険・補償	日本スポーツ振興センターの災害共済給付	
大会参加	学校(当該校・関係校)として参加	

【総括コーディネーター自己紹介】

氏 名:小出 利一(コイデ リカス) 65 歳
(主な役職)
NPO 法人
新町スポーツクラブ理事長
スポーツ庁
地域スポーツクラブコーディネーター
新町中学校学校運営協議会委員



新町スポーツクラブ理事長
地域スポーツクラブコーディネーター
新町中学校学校運営協議会委員

(職 歴)
国立大学法人群馬大学医学部附属病院
総務課長・医事課長歴任
国立大学法人東京大学医学部附属病院
国立大学病院データヘルスセンター事務長等

【着任の挨拶と発刊の目的】

2023 年 6 月 20 日付けで群馬県教育委員会健康体育課内に総括コーディネーターとして着任した小出利一です。
総括コーディネーターとして、県内市町村において学校部活動地域移行業務に携わる皆様に、少しでも役立つ情報を提供して円滑に移行できるように努めたいと考えています。
今回、このレターを発刊させていただいた目的は、スポーツ庁、経済産業省、日本スポーツ協会等から発出される情報、全国各地において実施されている地域移行に関する動向等を定期的に情報提供してまた、一言アドバイス等を掲載することを目的としています。
第1号として、学校単位で行う部活動が生徒数の減少から困難になり、今後、もっと厳しい状況になることと、岐阜県白川町が取り組んでいる事例を掲載しました。今後も様々な困難な状況が生じるとは思いますが、日本スポーツ界全体の大改革と一緒に取り組んでいただければ幸いです。

【学校部活動の地域移行が必要な理由】



大幅に減少
する中学生



今後10年間で群馬県は19%も減少します

- ☒ 全国的に生徒数激減（学校単位の活動は限界に近い）

☒ 本県中学生の減少率 2030 年と 2021 年比較 **-19%**

☒ 東京と沖縄を除く **45 道府県は減少する**

☒ 合同チーム数 2021 年と 2001 年を比較すると **6.5 倍増**

※ 戦後、学校教育として発展し日本スポーツ界を下支えにして来た「学校部活動」を地域に移行するスポーツ界の大改革。できない理由をいくつ並べても前に進むことはありません。誰も経験がない事を実施する勇気をもって「トライ＆エラー」の精神でできることからやってみませんか

全国の事例 1

【岐阜県白川町一般社団法人スポーツリンク白川】

【一般社団法人スポーツリンク白川の概要】

岐阜県加茂郡白川町は、南西の美濃加茂市や北の下呂市、飛騨地方へとつながるところに位置しており、北から流れる飛騨川、東から流れる左見川、白川、黒川、赤川などが合流して南西へと流れる「どびっきりの清流と豊かな緑」が自慢の町です。しかし、他の市町村と同様に、少子高齢化で人口減少（令和 4 年 4 月現在 7,524 人）が大きな課題になっています。

組織の特徴として、平成 29 年 3 月「**総合型地域スポーツクラブ：チャオ白川スポーツクラブ**」「**白川町体育協会**」「**白川町スポーツ少年団**」の **3 つの任意団体が統合**したことです。「リンク」（つながり）を大切に活動してスポーツ・文化活動を通して地域の人々や各団体が力を合わせ、活力ある人々が暮らす、活力のある町づくりを推進するために「一般社団法人スポーツリンク白川」を設立しました。

【保護者：指導者・学校長・顧問・クラブで 情報共有し年間活動】

◆保護者クラブと中学校と総合型クラブの連携がスタート

23 年前にさかのぼります。クラブがある白川町の「白川中学校」の生徒や保護者から「通常の部活動以外にも活動したい！」「もっと練習させたい」といった要望があったため、部活動の終了後に有志の先生や保護者、地域指導者による「延長部活（19 時まで）を実施していましたが、事故やトラブルが起きた際、責任の所在を明らかにできないことから 15 年前に「チャオ白川スポーツクラブ」（現「スポーツリンク白川」）が「延長部活」を引き継ぐことになり、「スポーツリンク白川」が設立されるまで、白川中学校と連携して部活動を運営してきました。

◆学校単独の部活動に限界→受け皿としてクラブ側が支援

クラブの部活動への参入には種々の理由がありました。学校単独の部活動には限界があります。顧問の先生はおおよそ 3 年で異動しますし、部活動を 19 時までやっていることが問題にもなっていました。また、地域指導者へ指導を依頼した場合でも、延長部活動を指導していただいている学校側からは、地域指導者に意見を言いくいという側面もありました。クラブ部活動で受け入れられる際も、あくまで部活動の考えをベースに総合型クラブ（地域の活動）で受け入れることがはじまりであるので、勝利至上主義の指導にならない、またふさわしい言葉遣いなどが求められます。

◆関係者が一堂に会する「部活動育成会」で意思統一

クラブには地域と保護者が子どもたちの活動を支える「部活動育成会」があります。この組織は、「どんな指導者がいるかを学校側も知りたい」、「地域指導者もみんなが顧問かを知りたい」、「チームの目標を統一しておきたい」などの声を受け、中学生の部活動に関わる全ての人が一堂に顔を合わせる会という趣旨で立ち上げました。メンバーは校長、部活動主任、PTA 副会長（部活動育成会会長）、部活動顧問、地域指導者、各部活動保護者会長、スポーツリンク事務局、スポーツリンク部活動担当理事です。

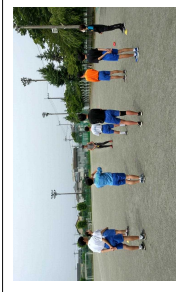
今回の『学校部活動の地域移行』はいつから始まった？

それは、平成30年から始まりました。

- 平成30年3月 スポーツ庁が発出
運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
- 4月 スポーツ庁運動部活動改革プラン発出
- 6月 日本スポーツ協会発出

「今後の地域スポーツ体制の在り方について—ジュニアスポーツを中心として—」

- 令和元年12月 「第200回国会閣法第14号」附帯決議 → 地域移行
- 令和2年9月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（文科省）
- 令和3年度 経済産業省「未来のブカツ」に関する補助金公募
- 令和4年6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）
- 令和4年9月 未来のブカツ最終提言（経済産業省）
- 令和4年12月 スポーツ庁・文化庁学校部活動及び新たな地域クラブ活動
在り方等に関する総合的なガイドライン発出



【学校運営協議会を活用した新町中学校とNPO法人新町スポーツクラブの例】

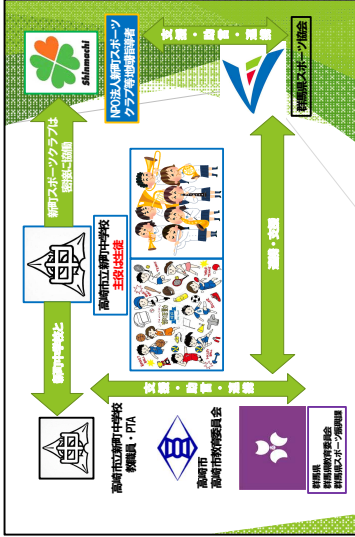
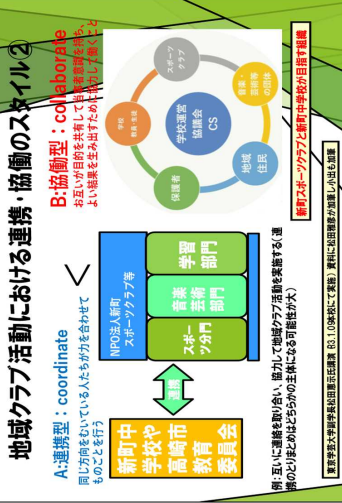
新町は、中学生たちの意見で2001年10月から中学校の部活動を支援してきました。
今は、支援ではなく学校と地域が一緒に協働するためコミュニティスクールを活用しています。

理想的な地域クラブ活動に向けて

- ▲ 基本的な考え方 ⇒ 中学生の意見を聞いて、地域として地域内の全ての中学生が主体的にスポーツ・文化活動ができる環境整備を行う
も音楽も真の文化にならない
 - ▲ 部活動を生徒指導、受験等の手段にしない ⇒ 日本は手段にするからスポーツも音楽も真の文化にならない
 - ▲ 提言・ガイドラインに記されている複数種目ができる環境 ⇒ 欧米では当たり前の環境
- 【理想的な地域クラブ活動】
- 地域内の多様な人達が、自分が好きなスポーツ・文化活動を協働して運営する組織で共に競い、自分を高め、楽しみ、人生を豊かにするクラブ活動

学校部活動改革実現に必要な事 ⇒ 地域力と知恵（何ができて、何が不足しているのか明確にしているか）
・指導者がいない ⇒ 親見ですが「本気で探しているか」（「団体選手等の活用等」を必ず見直す）

国も県も全ての関係者の働き方改革を促す役割を果たすべき
現在の非正規雇用主体の雇用体制では、根本的な解決にならない
・お金がない ⇒ 全ての指導者に謝金が必要か



【持続可能な地域スポーツクラブ活動に必要なこと】

- ◎ 地域スポーツクラブが地域から信頼されていること
地域からの信頼⇒地域から必要とされる人材育成
- ◎ 地域内で安定的に指導者がいること（地域人材の発掘）
日本人全体の働き方改革が必要
- ◎ 地域スポーツクラブと学校の間にコーディネーターが必要
自らの経験⇒校長の考え方方で活動が不安定化した
地域スポーツクラブと学校との連携に必要な人材（育成）が必要
- ◎ 生徒の保護者との信頼関係構築に学校と連携する
- ◎ 市町村行政の財政・人材確保の支援が必要

財源は必要です。学校と地域を繋ぐコーディネーターの育成と正規雇用のための恒久財源

【学校部活動の地域移行には正解がない だから面白い】 主役は中学生

今回の学校部活動の地域移行について、どのように移行するのか正解はパターンがありません。
その理由は、各中学校並びに中学校が存在している地域の歴史、文化、人口、自然環境等が違ってくるからです。
つまり、群馬県内35市町村の地域移行の姿があり、各市町村内の中学校毎の地域移行の姿となるのです。
人口が少ない中山間部の町村の場合と人口がある程度いる市部では環境も違います。また、中学生人口の推移が多くの地域で減少している中、吉岡町のように増加している地域もあります。
このようなことから、このパターンが正解ではなく、各地域で知恵を出してオリジナリティ溢れる地域移行となることの良い事だと思います。

中学生の部活動の環境が大きく変わると考えています。
特に、スポーツ界全体の改革に繋がると考えています。

また、地域移行によって地域内の異年齢交流が盛んになる可能性が高く、地域活性化の起爆剤にもなります。
指導者の課題、種目の課題、大会の課題、財源の課題、場所の課題と課題は確かにたくさんあります。
しかし、地域の中学生をより良い環境でスポーツ・文化活動ができるように工夫することで様々な課題解決策は各地域で見出すことはできると信じています。

解決策を見出すために、主役となる中学生の意見を聞いてあげてください。中学生たちは、しっかりと意見を持っています。そして、地域を知っています。このことが課題解決の近道です。

グンマ未来地域クラブ活動レター（第3号）

群馬県 部活動地域移行推進計画の目的3本柱

① 機会の創出

青少年がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の創出

② 地域で地域の青少年を育む意識の醸成

地域と学校が一緒になってスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、青少年達の持続可能で多様な体験機会を確保して多世代交流によって地域活性化を図る

③ 教育の質の向上

学校の働き方改革を推進し学校教育の質の向上を図る

私達も地域クラブ活動へ

県内35市町村巡回訪問

※赤字⇒R5年度 国庫補助金活用市町村

R5年度 国庫補助金二次募集中

【9月末日までに訪問済】

吉岡町、榛東村、玉村町、前橋市、上野村、神流町、高崎市、安中市、富岡市、藤岡市、

川場村、片品村、渋川市、伊勢崎市、太田市、みどり市、桐生市

【10月訪問予定】

長野原町、嬬恋村、草津町、昭和村、沼田市、みなかみ町、甘楽町、下仁田町、南牧村、

館林市、明和町、板倉町、邑楽町、高山村、中之条町、東吾妻町、大泉町、千代田町

【お問い合わせは】027-226-4711まで

ご要望があれば何度でも訪問させていただきます。県教育委員会健康体育課までご連絡ください。

【訪問市町村の事例】

1.上野村

地域の人達が、フットサル、バレーボールを行っているところへ中学生を受入れて一緒に活動しています。このような多世代交流を複数種目でできる環境を作っています。

2.神流町

地域の卓球クラブに生徒が参加しています。そのことで高齢化した地域の卓球クラブが活性化できました。

3.高崎市

今年度検討委員会等の開催を予定しており、現存するスポーツ少年団、地域クラブ、コミュニティースクール等の活用を検討しています。

4.安中市

陸上部は地域のクラブと連携した活動、剣道、バスケットは市内3校合同で活動するなどできるところから進めています。

5.富岡市

教育委員会、スポーツ課、校長会長、中体連会長と打合せを行い、富岡市体育協会総会やスポーツ少年団指導者協議会で説明をしました。そこで連携を深めてから陸上、テニスの活動を開始しています。

6.藤岡市

今年は試験的にサッカーで活動を行い、来年度は陸上と野球で活動を行う予定です。現在どのように組織づくりしていけばよいのが検討中しています。今後、先進事例を紹介していただいたり、視察に行ったりすることを考えています。

【県内市町村を訪問して感じた事】

多くの市町村が、できることをできる範囲で様々な活動を行っていました。行政主導でスタートして、学校と地域が一緒になって群馬県の推進計画の3本柱の目的達成に向けて慌てず、一緒に進んでいきたいと思います。

【小出総括コーディネーター9月と10月の活動】

小出総括コーディネーターは、「スポーツ庁 地域クラブ活動アドバイザー」の任務を併せ持っています。そのため、9月は北海道内の情報交換会、沖縄県糸満市、岐阜県へ講師として招かれて、10月は福岡県にも招かれています。糸満市、岐阜県、福岡県には県教育委員会健康体育課担当者も同行します。現地へ行くことで、各地域の情報収集ができます。また、福岡県の事業は、他の地域クラブ活動アドバイザーからも情報収集ができます。全国各地の情報を収集して、このレターで発信いたします。

なお、先進地視察を希望する市町村には、適切な視察先もご案内いたします。

群馬県 35市町村巡回訪問終了

8月1日 吉岡町を皮切りにスタートした県内市町村巡回訪問は、お昼様で10月25日の大泉町と千代田町を訪問して県内全ての市町村の巡回訪問が終了しました。

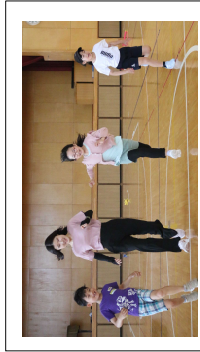
全ての市町村関係者の皆さん、ご協力いただきありがとうございます。

やはり、直接お会いして意見交換を行うことで各市町村の実情を把握できただけでなく、「学校部活動の地域移行」の本質について理解を深めていただけた機会になったと思います。

今後ともご連絡いただければ、いつでもお邪魔させていただきます。

また、ご質問等は、下記のメールアドレスで承りますので遠慮なく送信してください。

総括コーディネーター 小出利一
<shimmachi.sc@gmail.com>



県内35市町村巡回訪問の感想（大切な大人の意識改革）

【訪問報告】

- ・できることをできる範囲で実施している地域が多い。
- ・検討委員会等を組織して開催している地域が増加してきている。
- ・特に何もできていないと報告を受けた後で質問すると多くの地域で「すでに地域移行になっている現場」がある。

【各市町村の意見】

- ① 県教育委員会、スポーツ振興課が車の両輪として同じ目的で動いて欲しい
- ② 教員の兼職兼業のルールが使いにくい
- ③ 主役となる中学生から直接意見を聞くことを大切にしたい
- ④ 中体連の今後の動向が知りたい（地域クラブとして試合に出るためのルールが都道府県別競技別）

【課題】

- ① 勝利至上主義にならないように配慮して指導者を探さなければならない
- ② 組織化の方法と市町村の推進計画策定について
- ③ どのような人材をどのように育成することが適切か
- ④ 県教育委員会としての反省点として
学校部活動の地域移行の本質が周知不足のため理解が深まっていない



受け皿と期待される団体 1【スポーツ少年団とは】

- 1 団員構成年齢：3歳～大人まで団員として登録できます（2017年度から）
- 2 創立したきっかけ：東京オリンピック1964のレガシーとして1962年（昭和37年）創立
- 3 当初は、中学生と高校生のための青少年団体

・中学生が団員として登録することは原点復帰

4. スポーツ少年団理念（勝利至上主義とは無縁な理念）

総合的ガイドラインとほぼ同じことが記されている

- ・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

5 スポーツ少年団の強み（1970年代から継続されている伝統）

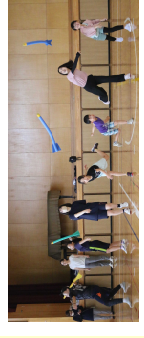
全国組織として、団員から公認指導者として、育成できるプログラムができています。

・ジュニアリーダースクール⇒シニアリーダースクール⇒公認スポーツ指導者

・50年継続しているドイツとの国際交流事業等の国際交流事業

スポーツ少年団を部活動の地域移行の受け皿にしている例

- ① 吉岡町 ② 高崎市新町 ※ その他の市町村でも実態として受入している



受け皿と期待される団体 2【地域活性化を目指す 総合型地域スポーツクラブとは】

- 1 創設の理由：企業スポーツが衰退し、学校スポーツも地域スポーツも停滞してきたことから1995年度（平成7年度）から文部省（当時）が政策として新しい地域スポーツの核となる組織として創設を開始

- 2 目指す組織：多世代が多種目を行えて、多趣向（レベルに合わせて）に楽しめる組織

- 3 全国組織として：日本スポーツ協会内に総合型地域スポーツクラブ全国協議会がある

現在、全国協議会に登録しているクラブ数は1,045クラブ

- 4 県内総合型地域スポーツクラブについて

群馬県には、18市町村（35市町村中）30クラブ、そのうち18クラブが全国登録している

総合型地域スポーツクラブが受け皿になっている例

高崎市新町 NPO 法人新町スポーツクラブ（HP ⇒ 新町スポーツで検索）

法人化した理由⇒リスクマネジメント強化（最初は小さく徐々に拡大したパターン）

設立当初は、町内にあった青少年が所属している団体を寄せ集めた小さな組織だった。

2000年クラブ設立当初に「中学生から強い要望があり」「中高校生のスポーツ教室」を2001年10月から開始した。結果として、現在の部活動支援に繋がった。

2023年10月現在、バレーボール、バスケットボール、野球、水泳、陸上を新町中学校の学校運営協議会と協働運営している。今後は、民間企業にも協力を仰いで吹奏楽等に展開する予定

スポーツ庁「地域スポーツクラブアドバイザー」活動とは

スポーツ庁として「学校部活動の地域移行」を円滑に推進するため、「地域スポーツクラブアドバイザー」を全国に下記の6人を任命しています。(五十音順 敬称略)

- ・石川智雄 新潟県長岡市教育委員会 学校教育課部活動地域移行室 総括副主幹
- ・金崎良一 長崎県長与町教育委員会 教育長
- ・小出利一 群馬県高崎市 NPO 法人新町スポーツクラブ理事長・群馬県総括コーディネーター
- ・西 政仁 奈良県生駒市生涯学習部スポーツ振興課長
- ・友添秀則 公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
- ・渡邊優子 新潟県村上市 NPO 法人希楽々 理事長 ゼネラルマネージャー

【設置目的】

様々な活動を行っている者が自治体からの相談・問合わせに機動的に対応するため

【アドバイザー事務局設置】

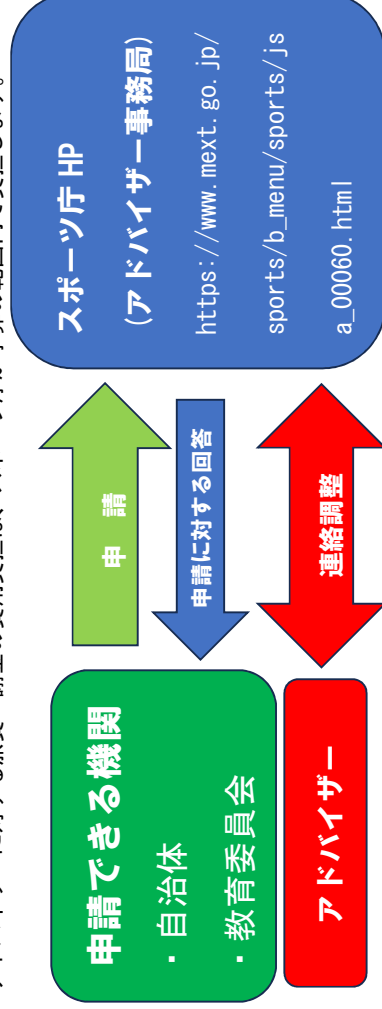
運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向けて、自治体における取組を支援するため「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置しました。

【アドバイザーに対する申請方法と対応方法】

申請によって、現地派遣、メール、オンライン会議を活用した回答方法等があります。
アドバイザー各自のプロフィールは、アドバイザー事務局 HP に掲載されています。

【費用負担】

アドバイザーに対する旅費・謝金の費用負担は、スポーツ庁が予算の範囲内で負担します。



ご質問等は、下記のメールアドレスで承りますので遠慮なく送信してください。
総括コーディネーター 小出利一 <shimmachi.sc@gmail.com>

スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザーとしての情報提供

9月から本格的な活動が開始され11月末までに、沖縄県糸満市教育委員会、岐阜県教育委員会、福岡県教育委員会、山口県平生町教育委員会、甘菜町教育委員会へ現地訪問しました。

現地訪問することで、様々な情報を得ることができず。ここで得た情報を県内市町村の関係者にも共有いたします。

I. 沖縄県糸満市教育委員会 9月22日

- ① 地域移行の方法⇒スポーツ少年団を核として移行することで計画
- ② 参加対象者⇒ 糸満市スポーツ少年団指導者、スポーツ推進員、体育協会及び各競技専門部長 中学校部活動指導員、中学校部活動指導顧問
- ③ アドバイスとして

スポーツ少年団の本質を理解したうえで、地域移行を丁寧に進めること。また、地域資源を活用して、既存のスポーツ以外でも糸満ハーレー部等に展開できることを伝えました。

II. 岐阜県教育委員会 9月27日

- ① 岐阜県における地域移行手順等
岐阜県内ブロック別に6人のコーディネーターを配置して、市町村を支援しています。
県教育委員会、県スポーツ振興部局、県スポーツ協会が三位一体となって取り組んでいます。
- ② 岐阜県における現在の中学校部活動の特徴

元々、11月～2月は、部活動実施時間が短くなることから部活動がありませんでした。そのため、各地域に「保護者クラブ」という組織が存在しています。

③ 岐阜県として実証実験地域

県内24市町村がR5年度スポーツ庁予算を活用した実証実験を行っています。この実証実験市町村数は全国一多い県となっています。各地域の受け皿組織として、総合型地域スポーツクラブ(岐阜県内全国登録46クラブ)と保護者クラブ等があります。

④ 課題

保護者クラブを受け皿となっているケースは、持続可能な活動となるのか?また、リスクマネージメント等に対応する運営主体の組織化があります。

III. 福岡県教育委員会

- ① 10月23日 福岡県教育委員会主催のシンポジウムは、市町村教育委員会、スポーツ振興部局関係者計500人以上(オンライン参加80人含む)が出席して県全体の機運を高めました。
- ② シンポジスト6人(石川氏、金崎氏、小出の3人のアドバイザーと南佐久郎、掛川市、静岡市の代表者の3人)がそれぞれ、特徴ある活動を発表して質疑応答を通じてお互いに理解を深めました。
- ③ 10月24日 福岡県内教育事務所の関係者と前日、参加できなかった者等が再度、意見交換会を開催しました。

IV. 山口県平生町教育委員会

- ① 11月15日、平生町、田布施町、上関町3町の教育委員会学校部活動地域移行担当者6人と部活動の地域移行の本質について説明し、質疑応答と意見交換を3時間行いました。
- ② 少人数でしっかりと意見交換が行えたことで、3町が協力して地域移行を進める方向性を見出すことができました。

「学校部活動地域移行に関するシンポジウムinぐんま」開催

2023年12月3日(日)・4日(月)、伊香保 塚越屋七兵衛を会場にして標記のシンポジウムを開催しました。

このシンポジウムは、全国的な動きとなっている学校部活動の地域移行と今後の地域スポーツ環境の在り方について、総合型地域スポーツクラブ育成プランを取り纏めた方々で様々な立場で全国的に活躍しているシンポジストを囲んで共に学び、意見交換することを目的としました。

全国から60名の様々な立場の皆さんが集いました。

【1日目】

「スポーツ庁担当官から基調講演」、「シンポジウム1 行政担当者・学校関係者向け学校」、「シンポジウム2 地域スポーツ関係者向け」、「名刺交換タイム」

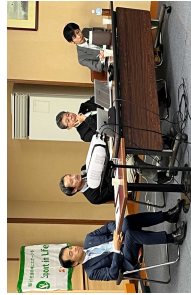
【2日目】

「シンポジウム3 シン 地域スポーツ環境とは」、「シンポジストを囲んで座談会」

【シンポジスト全員が地域スポーツクラブ活動の第一人者】

今回のシンポジウムのシンポジストは、総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013を取りまとめた通称「チーム2013」と言われるメンバーです。全国の総合型地域スポーツクラブ関係者から常に助言を求められているスペシャリストでした。

シンポジウムの実施方法は、事前打ち合わせ無しでコーディネーターがシンポジストへ質問してシンポジストが回答する方法。本音トークでスポーツの本質等を真剣に議論しました。



(左 中阪氏、山本氏、松田氏、竹河氏) (中 1日目の参加者)

(左から小出氏、中西氏、中阪氏、南木氏)



(2日目 解散前 塚越屋七兵衛城玄閣前にて集合写真)

(シンポジストと座談会で自由に意見交換)

※ シンポジウムの報告書を作成して配布するので詳細は報告書をご覧ください。

・スポーツ庁の基調講演で印象に残った言葉

- 1.部活動とは?その原点を考えてみる。
- 2.自主的、主体的に行う活動になっているのか?
- 3.全中が始まった年⇒1979年 大会中心の部活動になっていないか。
- 4.現在の親世代は、全中があり部活動が盛んな時期を過ごしてきた。
- 5.国全体が少子化の中で、青少年が好きなスポーツ・文化芸術活動ができる環境づくりが必要になっている。

I. シンポジウム1: 行政・学校関係者向け コーディネーター 中西教授 (立命館大学)

【印象に残った言葉】 **学校部活動の地域移行の本質が伝わっていない**

1. 北海道内各地を巡回して感じて感じることは、「部活動の地域移行」に関する考え方で違和感がある。群馬県内35市町村を巡回していた時に感じた違和感と同じことを北海道でも感じた。
2. 町長と言う立場から直接携わってはいないが、スタート時点で現場が混乱している。

受け皿探しに終始していることが問題である。

3. 地域間で課題が違う。地域で違うパターンを検討する必要がある。

今、大人が試されていることは自分たちの地域にあったやり方や工夫を子どもたちの意見を聞きながら実施できるのかである。

II. シンポジウム2: 地域スポーツ関係者向け コーディネーター 山本教授 (北海道教育大学)

1. **日本人の「クラブ観」を大きく変える必要がある。**

そもそも欧米のスポーツクラブには「総合型」という冠はつかない。日本は、「単一種目」型の地域クラブが大多数であるため、それと峻別する意図から「総合型」の冠を付けるとともに、単なるスポーツ愛好集団から地域づくりをめざすスポーツ組織へと変わるための冠付けでもある。日本人は、クラブとチームの用語の定義や使い方が曖昧(ゴチャゴチャ)になっている現状から、クラブ概念を正確に理解しないと、また総合型クラブの育成時と同じ失敗をすると思う。

III. シンポジウム3: シン 地域スポーツ環境とは コーディネーター 中西教授 (立命館大学)

1. **地域の中に学校がある環境づくりが大切。学校と地域の二者択一論にならないようにする。**

学校内だけで学ぶのではなく、地域で学ぶように変わらと思う

すべての人達がスポーツを楽しめる環境づくりが大切

多世代が活動して活躍する環境が大切

2. 「多様性の包摂する」社会を創るためには、行政はもっと勉強して欲しい。

家庭、学校、企業以外の場で学べる場所(サードプレイス)を作りたい。誰かが作った場所だけでなく、自分たちで作る出す心意気大切である。

3. **自分事として考えて地域活性化のために行動することが大切**

県外視察 報告書

都道府県・市町村	福岡県福岡市、糸島市、宇美町		
概 要	【1日目】2023年10月23日(月) 10:00～11:30 情報交換（スポーツクラブ活動体制整備について） ・福岡県クラブアドバイザー 櫻木氏、北九州スポーツクラブ ACE 上村氏 12:00～12:40 挨拶・名刺交換（福岡県担当者や講師等） 13:00～17:00 第3回福岡県部活動改革セミナー ※別途開催要項参照 ・開会行事 ・取組事例報告 分科会①「行政」 ②総合型 ③「体育協会」 ④「近隣自治体」 ⑤「総括コーディネーター」 ⑥「地域連携」 ・講演「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」 【2日目】2023年10月24日(火) ※別途行程表参照（時間は案） 9:00～10:40 情報交換会（掛川市、静岡市、長与町、南佐久郡、新町、福岡県） 10:45～11:45 宗像市担当者ヒアリング 移動・昼食 13:40～14:50 糸島市担当者ヒアリング 16:00～16:40 宇美町担当者ヒアリング		
訪問場所	【1日目】10月23日(月) 福岡県中小企業振興センター 大ホール 202 301 401 【2日目】10月24日(火) 吉塚合同庁舎⇒糸島市志摩中学校⇒宇美町庁舎		
訪 問 者	【1日目】2023年10月23日(月) 小山指導主事 高岩指導主事 小出総括コーディネーター 【2日目】2023年10月24日(火) 小山指導主事 小出総括コーディネーター		
担 当 者	福岡県教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課 指導主事 田代 浩之		
＜内容・記録＞			
【1日目】2023年10月23日(月) ◆午前の情報交換では、福岡県クラブアドバイザー 櫻木氏と北九州スポーツクラブ ACE 上村氏から、福岡県の総合型地域スポーツクラブ等の現状や実際の運営上の課題等を聞くことができた。 ◆午後のセミナー開始前には、福岡県教育長教育振興部の田代指導主事と三嶋総括指導主事に挨拶するとともに、小出さんの紹介のもと、各分科会の講師と名刺交換を行った。今回参加する「第3回福岡県部活動改革セミナー」は、福岡県内の関係者約400人が参集し、オンライン参加も含めると500人以上が参加した大規模なセミナーであった。取組事例報告は、全部で6分科会に分かれており、分担して参加した。（下記参照）。			
分科会 前半	①「行政」 「長岡市における取組について」 新潟県長岡市教育委員会 学校教育課部活動地域移行室 総括副主任 石川 智雄	②「総合型地域スポーツクラブ」 「新町SCにおける取組について」 NPO法人新町スポーツクラブ 理事長 小出 利一	③「スポーツ協会」 「掛川市における取組について」 静岡県掛川市教育委員会 教育部教育政策課 指導主事 沢田 佳史 大原 基彰
参加者	高岩指導主事		小山指導主事
分科会 後半	④「近隣自治体」 「南佐久郡における取組について」 長野県南佐久郡佐久穂町教育委員会 教育長 渡邊 秀二 南佐久郡中学校部活動運営委員会 総括コーディネーター 新海 吉永	⑤「総括コーディネーター」 「長与町における取組について」 長崎県長与町教育委員会 教育長 金崎 良一	⑥「地域連携」 「静岡市：エリア生部活動からシズカツ（地域クラブ）へ」 静岡県静岡市教育委員会 教育部教育政策課 指導主事 古牧 大輔
参加者	高岩指導主事		小山指導主事
◆セミナーの全体講演では、スポーツ庁地域スポーツ課橋田課長から「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」話があり、国の事業予算の状況や日本中体連の動向など、スポーツ庁の考えや最新の情報を知ることができた。			

【2日目】2023年10月24日(火)

- ◆午前の情報交換会では、分科会で講師を務めた掛川市、静岡市、長与町、南佐久郡、新町の担当者が小グループに分かれ、参加者が希望するグループに参加する形式（時間でローテーション）で行われた。掛川市と静岡市、南佐久郡の詳細について、知ることができた。
- ◆宗像市担当者ヒアリングでは、スポーツ課が主体となり民間を活用しながら「むなかたアカデミー教室」を開催したり、任意の地域クラブが立ち上がったっている現状の報告があった。小出理事長や金崎教育長からは、ガバナンスやリスクのマネジメントについての質疑応答があり、小山からもガイドラインに沿った活動の確認などについて、質問させてもらった。
- ◆糸島市担当者ヒアリングは、全国で5本の指に入る広大な運動施設を持っている志摩中学校で行われた。担当者からは、モデル校における部活動改革について説明があった。部活動指導員にスポーツ安全保険をかける話があったので、再確認を促した。また、学校部活動なのか、地域スポーツクラブ活動なのか、区別を明確にして、保護者や地域に説明することが大切であると伝えた。
- ◆宇美町担当者ヒアリングでは、総合型地域スポーツクラブの指導者が学校に派遣され、地域移行している事例が紹介された。宇美町は、少年団の活動も活発に行っているので、総合型地域スポーツクラブと連携していくことで、地域クラブ活動が充実していくと感じた。

【所感】

- ◆1日目の「第3回福岡県部活動改革セミナー」では、3人で分担し全国の先進取組事例を学び、スポーツ庁の最新の情報を知ることができた。また、講師の方々と知り合うことができたので、本県においても、教育委員会や中学校等に向けて、今回のセミナーのような情報提供の機会を企画したい。
- ◆今回収集した各地域の取組情報は、今後市町村や学校、関係団体等に積極的に情報提供していき、本県の地域移行の課題に具体的に対応していきたい。
- ◆掛川市や静岡市は、地域移行のゴール（掛川市：令和8年8月部活動廃止、静岡市：令和8年8月休日の部活動廃止、令和12年全部活動廃止）を定めている。2日目の情報交換会では、方針決定の経緯を知ることができ、今後の本県のゴール目標設定に生かしていきたい。
- ◆今回、小出総括コーディネーターのセミナー講師とともに、日本全国の先行事例を学ぶ機会をいただくことができた。今回学んだことを本県の地域移行の課題解決に生かせるように、積極的に情報提供していきたい。



学校部活動地域移行に関するシンポジウム in ぐんま開催要項

ー令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁・群馬県）ー

1.目 的

現在、全国的に動きとなっている学校部活動の地域移行と今後の地域スポーツ環境の在り方について、総合型地域スポーツクラブ育成プランを取りまとめた方々で様々な立場で、全国的に活躍しているシンポジストを囲んで学び、意見交換することを目的とする。

2.主 催 群馬県教育委員会 群馬県地域創生部

3.主 管 NPO 法人新町スポーツクラブ

4.日 時 2023 年 12 月 3 日(日) 13:00 ～ 17:00 (受付: 12:30～) 4 日(月) 9:00 ～ 12:00 (受付: 8:30～)

5.会 場 群馬県伊香保温泉 塚越屋七兵衛 (最寄り駅: JR上越線渋川駅 ※路線バスあり)

6.募集人員 110人

7.シンポジスト

- ・竹河 信裕 氏 スポーツ庁地域スポーツ課課長補佐
- ・山本 理人 氏 国立大学法人北海道教育大学教授 岩見沢校キャンパス長
- ・中西 純司 氏 立命館大学教授 スポーツ経営学
- ・松田 雅彦 氏 国立大学法人大阪教育大学附属高校平野校舎教諭
- ・中阪 雅則 氏 和歌山県かつらぎ町町長
- ・南木 恵一 氏 一般社団法人とやまライフデザイン研究所理事長
- ・小出 利一 氏 群馬県総括コーディネーター、NPO 法人新町スポーツクラブ理事長

8. 参加対象者 (全国各地からの参加をお待ちしています)

スポーツ行政担当者、学校部活動地域移行関係者、総合型地域スポーツクラブ関係者、スポーツ少年団関係者、スポーツ推進員、公認スポーツ指導者、その他 部活動地域移行並びに地域スポーツについて関心がある方

9. シンポジウム申込先 NPO法人新町スポーツクラブ shimmachi.sc@gmail.com

10.宿泊申込みについて

宿泊先: 伊香保温泉 塚越屋七兵衛 URL <http://www.tsukagoshiya.jp/>

宿泊料金: 1泊2食 13,500円 懇親会のみ 9,000円

※宿泊申込みは、直接、塚越屋七兵衛にご連絡ください。TEL 0279-72-3311
申込みの際は、「シンポジウム参加」とお伝えください。

11.その他 本事業は、スポーツ庁及び群馬県の「令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業」で実施します。

令和5年度 群馬県部活動改革セミナー 開催要項

～学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行推進を学ぶ～
ー令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁）ー

1. 目 的

市町村の中学校及び行政の関係者に向けて、地域スポーツクラブアドバイザー（スポーツ庁）や中学校長から学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた実際の取組について学ぶ機会を設け、関係者の理解を深め、実践につながる取組への支援を目的とする。

2. 主 催 群馬県教育委員会 群馬県地域創生部

3. 日 時 令和6年2月1日(木) 14:00 ～ 16:30 （受付：13:30～）

4. 会 場 群馬県市町村会館 大研修室（2階）

〒371-0846 前橋市元総社町335-8 電話：027-290-1366

5. 参加対象及び人数

【中学校】希望する公立中学校・義務教育学校（後期課程）・中等教育学校（前期課程）の管理職、部活動の地域移行担当者 等

【行 政】希望する市町村教育委員会関係者・市町村スポーツ・文化関係者

※合計100名程度 参加者が多数の場合は、途中で参加申し込みを締め切る場合があります。

6. 内容及び講師

【説 明】群馬県「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」

【第1部：講演】長崎県長与町立中学校における休日の運動部活動の地域移行の実際（仮）

講師：金崎 良一 氏 長崎県長与町教育委員会教育長 地域 SC アドバイザー（スポーツ庁）

【第2部：トークセッション】中学校と地域クラブの協働による地域移行の実際

～新町中学校と新町 SC のコミュニティスクールを核とした取組から～

ゲスト：小出 利一 氏 NPO 法人新町スポーツクラブ理事長

群馬県総括コーディネーター 地域 SC アドバイザー（スポーツ庁）

上原 裕道 氏 高崎市立新町中学校長

金崎 良一 氏 長崎県長与町教育委員会教育長 地域 SC アドバイザー（スポーツ庁）

司 会：小山 靖弘 氏 群馬県教育委員会健康体育課 指導主事

【質疑・応答】

7. セミナーの申込み 下の URL または右の QR コードからお申し込みください

申込み締め切り：1月24日（水）17時

<https://forms.office.com/r/tnf3ASnVJd>



8. その他 ○参加費は、無料になります。

○駐車場は、別添をご参照ください。

◆ 学校部活動地域移行に関するシンポジウムinぐんま



◆ 群馬県部活動改革セミナー



令和 5 年度 群馬県
地域スポーツクラブ活動体制整備事業
実施報告書

令和 6 年 3 月

群馬県教育委員会健康体育課
群馬県地域創生部スポーツ振興課

群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1